

東京二十三区清掃一部事務組合現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱要綱

平成30年 3 月30日副管理者決定

29清 施 技 第 1400号

改正 令和 2 年 3 月13日31清施技第1243号

改正 令和 5 年 3 月31日 4 清施技第1291号

改正 令和 7 年 1 月22日 6 清施技第1059号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合工事請負契約書契約条項第 9 条第 2 項による現場代理人の工事現場への常駐義務の規定についての取扱いを定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第 2 条 次に掲げる期間は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、東京二十三区清掃一部事務組合工事施行規程第 2 条第 6 号に規定する監督員（以下「監督員」という。）と携帯電話等により常時連絡が取れる体制が整っている場合に限る。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資器材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書契約条項第19条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施行を一時中止している期間
- (3) 受注者の工場における製作を含む工事全般において、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の一時不在)

第 3 条 工事現場において作業等が行われる期間にあつては、あらかじめ監督員に承諾を受けた場合に限り、現場代理人は一時的に不在とすることができる。

(現場代理人を兼任できる条件)

第 4 条 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、現場代理人を兼任することができる。ただし、設計者又は監督員が工事の内容、特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合が発注した工事であること。
- (2) 兼任する工事現場が同一の区内であること。
- (3) 工事 1 件の請負金額がそれぞれ4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。
- (4) 兼任する工事の件数は現在受注している工事を含め 2 件までであること。
- (5) 監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (6) 不在時に現場責任者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。
- (7) 監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する工事は、現場代理人を兼任することができる。

- (1) 現在受注している工事が、第 2 条に規定する期間であること。

(2) 現在受注している工事が、工事現場において作業等が行われる期間にあつて、兼任しようとする工事が第2条に規定する期間であること。

(3) 東京二十三区清掃一部事務組合工事施行規程第15条（緊急起工の処理）に基づき施工する工事又は清掃工場等建替事業に係る工事で、工事現場が同一の場所であること。

（常駐及び兼任に関する取扱いの明示）

第5条 設計者は、設計図書に、現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱いを明示する。

2 契約担当者は、指名通知書又は見積通知書に、現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱いを明示する。

（現場代理人の兼任手続）

第6条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、契約決定後、現場代理人兼任届（別記第1号様式）及び兼任する全ての工事の工程表等の資料を、各工事の監督員に提出しなければならない。

（契約変更時の取扱い）

第7条 第4条第1項の規定に基づき現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第4条第1項第3号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

（兼任中の注意事項）

第8条 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。